

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問1 (対大臣). 第3条において明示が義務づけられる項目が不十分ではないか。業種横断的に共通する事項のみを法律で定めるのであれば、業種別に追加で明示するべき事項を別途示すことを今後検討すべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 第3条第1項では、発注事業者がフリーランスに業務委託をした場合に、給付の内容等を書面等により明示しなければならないこととしている。
2. 書面等によって明示しなければならない事項として、現時点においては、法律案に明記されている「給付の内容」、「報酬の額」、「支払期日」のほか、「受託・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等の業種横断的な事項を定めることを予定している。
3. 引き続き、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、発注事業者の負担と取引適正化の両面でバランスをとりながら、関係者の意見をよく確認して、具体的な事項を定めることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 本法案の明示事項（現時点の想定）と下請代金法の3条書面記載事項の差分

| 記載事項   | 本法案    | 下請代金法  |
|--|--------|--------|
| 発注事業者・受注事業者の名称   | ○      | ○ (1号) |
| 委託した日  | ○      | ○ (2号) |
| 給付・役務の内容   | ○      | ○ (2号) |
| 給付・役務提供の期日<br>(期間で役務提供を委託する場合はその期間)                        | ○      | ○ (2号) |
| 給付・役務提供の場所   | ○      | ○ (2号) |
| 下請代金・報酬の額（算定方法を含む）   | ○      | ○ (4号) |
| 下請代金・報酬の支払期日<br>(検査する場合は) 検査完了日                            | ○      | ○ (4号) |
| 支払方法<br>(手形支払の場合は) 手形の金額・満期                                | ○      | ○      |
| （ファクタリング等での支払の場合は）金融機関の名称・支払額・期日<br>(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日 | —      | ○ (5号) |
| （原材料等を発注者から購入させる場合は）品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法                  | —      | ○ (6号) |
| 契約の期間  | ○ (※1) | —      |
| 契約の終了事項  | ○ (※1) | —      |
| 契約の中途解除の際の費用の取扱い   | ○ (※1) | —      |

(※1) 繼続的な業務委託をした場合における明示（記載）事項。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問2（対大臣）. 契約締結前段階での条件明示も義務付けるべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案においては、発注時の条件明示を義務付けているが、契約締結前段階での条件明示については、
  - ・ 特定業務委託事業者の負担となったり、当事者間の柔軟な取引・交渉を阻害するおそれがあること
  - ・ 交付する書面等に記載すべき条件を、契約締結前の段階で当事者間で確認し、トラブルの防止を図る行動につながることも一定程度期待できること
  - ・ 昨年9月に行ったパブリックコメントにおいて、「中小・小規模の事業者が現実的に対応可能な内容とすべき」といった意見が提出されたことも踏まえ、本法案には盛り込まなかつたものである。
2. 一方、広い範囲に影響がある広告等を通じた募集については、本法案において的確表示義務を設けることとしており、契約締結前段階でのトラブルを防止するとともに、特定受託事業者がその能力を適切に發揮できる契約先を選択できる環境の整備に取り組んでいきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問3 (対政府参考人). 委託事業者による一方的な発注取り消しは、第5条の禁止行為のいずれかに該当するのか。

1. 一方的な発注取消しについて、取引適正化の観点からは、発注事業者が業務委託に係る契約を解除することにより、特定受託事業者の給付の全部または一部を委託時に定めた納期に受け取らないことは、受領拒否の禁止を定める本法案第5条第1項第1項に該当し得る。
2. また、受領を観念できない役務提供委託については、発注事業者が特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、特定受託事業者が要した費用を支払うことなく、業務委託に係る発注を取り消すことは、不当な給付内容の変更の禁止を定める本法案第5条第2項第2号に該当し得る。

(注) 他方、就業環境の整備の観点からは、発注事業者が継続的な業務委託に係る契約を中途解除する際には、本法案第16条第1項で30日前までの予告義務が定められており、突然の中途解除による特定受託事業者の時間的損失や経済的損失を軽減している。

3. 本法案の禁止行為に該当する一方的な発注取消しについては、本法案の規定に基づき、不利益行為の是正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（抜粋）

### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

#### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

##### (5) 一方的な発注取消し

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。

##### （優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 特定の仕様を指示した役務等の委託取引を契約し、これを受けたフリーランスが新たな機材・ソフトウェア等の調達をしているにもかかわらず、自己の一方的な都合により、当該フリーランスが当該調達に要した費用を支払うことなく、当該契約に基づく発注を取り消すこと。
- ・ フリーランスに対し、新たな資格の取得を指示し、当該資格取得後直ちに発注することを説明して発注を確約し、当該フリーランスが当該資格を取得し取引の実現に向けた行動を探っているのを黙認していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注を取り消すこと。
- ・ フリーランスに対し、契約時に定めていない役務等を無償で提供するよう要請し、当該要請をフリーランスが拒んだことを理由として、フリーランスが既に提供した役務等に相当する報酬を支払わないまま、一方的に発注を取り消すこと。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

## (参考3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

### 第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

## （参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### （特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問4(対大臣). 委託事業者による一方的な契約条件の設定は、第5条の禁止行為のいずれかに該当するのか。

1. 本法案においては、ご指摘の「一方的な契約条件の設定」について、これを包括的に禁止する規定は置いていない。
2. 一方、契約条件のうち、報酬については、発注事業者が一方的に、通常支払われる対価と比較して著しく低い報酬の額を不当に定める場合には、本法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象となり得る。
3. また、発注事業者が、特定受託事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定する物を強制して購入させる場合には、本法案第5条第1項第4号で禁止する「購入・利用強制」に該当し、勧告等の対象となり得る。
4. さらに、発注事業者が、契約内容に含まれていないにもかかわらず、特定受託事業者に対し、追加的な役務を無償で提供させることは、本法案第5条第2項第1号で禁止する「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、勧告等の対象となり得る。



5. なお、下請代金法においても、ご指摘の「一方的な契約条件の設定」を包括的に禁止する規定はなく、本法案と同様に、「買いたたき」、「購入・利用強制」、「不当な経済上の利益の提供要請」などを禁止することにより、下請取引の適正化を図っているものと承知。

6. 本法案を適切に執行し、「一方的な契約条件の設定」による不利益行為の是正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（抜粋）

### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

#### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型 （9）不要な商品又は役務の購入・利用強制

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号イ）。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商品又は役務が含まれる。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 購入しなければフリーランスとの取引を打ち切る、取引の頻度を減少させるなど、今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより、自己の指定する商品を購入させること。
- ・ 発注担当者等のフリーランスとの取引関係に影響を及ぼし得る者が商品を指定し、当該商品の購入を要請することにより、購入させること。
- ・ フリーランスに対して、組織的又は計画的に自己の指定する商品の購入を要請することにより、購入させること。
- ・ 自己の指定する商品についてフリーランスから購入する意思がないとの表明があった場合、又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められる場合に、重ねて購入を要請することにより、又は商品を一方的に送付することにより、購入させること。

- ・ フリーランスに対し、役務等の提供上必要としないにもかかわらず、自己の取引先が提供する役務を利用するよう一方的に要請し、利用させること。

#### (10) 不当な経済上の利益の提供要請

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号口）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 決算対策のための協賛金を要請し、フリーランスにこれを負担させること。
- ・ 契約内容に情報システムの改修・保守・点検を行うことが含まれていないにもかかわらず、フリーランスに対し、情報システムの改修・保守・点検を無償で提供させること。
- ・ 契約上、フリーランスが自己的倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、当該フリーランスに対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の役務について、無償で従事させること。
- ・ 契約で定められた役務の内容ではなく、さらに、発注内容と関連がないにもかかわらず、フリーランスに対し、自己の顧客に対する営業活動に参加するよう要請し、無償で参加させること。
- ・ フリーランスの顧客リストについて、発注内容に含まれていないにもかかわらず、無償で提出させること。
- ・ 役務等の提供に付随して提供された資料について、使用範囲をあらかじめフリーランスとの間で取り決めているにもかかわらず、フ

リーランスに追加的な対価を支払わないまま取り決めた使用範囲を超えて使用すること。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

## (参考3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

### 第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

## (参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問5（対大臣）更に、一方的な契約条件の設定自体を禁止することを、今後検討すべきではないか。

（注）

- 1.（先程も申し上げたとおり）本法案では、「一方的な契約条件の設定」を包括的に禁止する規定は置いていないが、特定業務委託事業者による「買いたたき」等の行為については、本法案第5条の禁止行為に該当し、勧告等の対象となり得る。
2. まずは、本法案を適切に執行することにより、「買いたたき」等による不利益行為の是正を図ることしたい。

そのうえで、本法案附則の「検討規定」に基づき、「買いたたき」の禁止等の措置によって、特定受託事業者に係る取引の適正化が十分に図られているかどうか、禁止行為の拡充の要否も含め、施行後3年を目途に検討を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 本則

#### (特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

### 附則

#### (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問6 (対大臣). 委託事業者による知財など成果物に係る権利の一方的な取扱いは、第5条の禁止行為のいずれかに該当するのか。

1. 特定受託事業者の業務によっては、業務委託の成果物に関して著作権等の権利が生ずる場合があると考えられる。
2. 著作権のような「成果物に係る権利」について、特定受託事業者が権利を有するにもかかわらず、発注事業者が対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限することは、本法案第5条第2項第1号で禁止する「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、勧告等の対象になり得る。
3. 本法案を適切に執行し、「成果物に係る権利の一方的な取扱い」などの不利益行為の是正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯 ■■■■■

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（抜粋）

### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

#### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

##### (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 役務の成果物の二次利用について、フリーランスが著作権等を有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限すること。
- ・ フリーランスが著作権等の権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、当該権利の譲渡を余儀なくさせること。
- ・ 取引に伴い、フリーランスに著作権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

(参考3) 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)

(親事業者の遵守事項)

第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号  
(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる行  
為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならな  
い。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給  
付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務  
提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をし  
た後に)給付をやり直させること。

## （参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### （特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問7（対大臣）更に、特定の業種のフリーランスの事業においては、著作権等の知的財産権が取引の主要な給付の内容となっていることが多く、このような実態を踏まえれば、知的財産権の一方的な取扱いを念頭においた規定を設けること等の手当を今後検討すべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. (先程申し上げたとおり、) 委託事業者による「成果物に係る権利の一方的な取扱い」については、本法案第5条の禁止行為に該当し、勧告等の対象になり得る。

2. まずは、本法案を適切に執行することにより、「成果物に係る権利の一方的な取り扱い」等の不利益行為の是正を図ることとしたい。

そのうえで、本法案附則の「検討規定」に基づき、本法案の措置によって特定受託事業者に係る取引の適正化が十分に図られているかどうか、第3条の書面で明示すべき事項の拡充の要否、第5条の禁止行為の拡充の要否も含め、施行後3年を目途に検討を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 本則

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二　特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

#### 附則

##### (検討)

- 2　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問8 (対大臣). 長時間労働や過重労働につながる発注は、第5条の禁止行為のいずれかに該当するのか。

1. 本法案では、従業員の労働時間に係る規制は設けることとはしていない。
2. 他方、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として特定受託事業者が外注すること等を余儀なくさせられた場合、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた場合には、法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象となり得る。
3. 本法案を適切に執行し、禁止規定に該当する単価設定などの不利益行為のは正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

# (参考)働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為

平成30年5月31日  
公正取引委員会

## はじめに

政府においては、中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた検討が省庁横断的に行われており、公正取引委員会としてもこの検討に参画してきたところである。政府を挙げて働き方改革を推進しているが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となつて押し付けられることは望ましくないと考えられる。

また、自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい、享受できることとなると、業務効率化への意欲を損ねることになり、このようなことが生じる場合には、社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながるところであり、公正取引委員会としては、このような場合を含めて、取引の相手方に対して不当な不利益となる行為について、下請法・独占禁止法の違反に対しては、厳正に対処していく。

## 1 買いたたき

取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、取引の相手方が当該要請を受け入れざるを得ない場合には、当該行為は買いたたきとして、違反行為となり得る。(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 1-1

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問9（対大臣）更に、フリーランスの取引実態を踏まえれば、買いたたきの規定等で対応できないケースも多いと考えられるところ、長時間労働や過重労働そのものを禁止すべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 先ほど答弁をしたように、第5条第1項第4号に規定する買いたたき行為に該当し得るケースについては、是正に取り組んでまいりたい。
2. 事業者間における取引の内容・条件は、私的自治・契約自由の原則のもと、事業者間の合意で決まるものである。
3. 本法案は、特定受託事業者に係る取引について、業種・業界横断的に最低限の義務を課すことにより、その適正化等を図るものであり、特定受託事業者の就業時間を行政が直接制限することは、法制上の課題（注1）や発注控えのおそれなどの課題があるものと考えている。

（注1）全業種・業界にわたって、就業時間の制限が必要な当事者間における力関係の差や、就業時間を制限する必要性が認められるか。



4. 議員ご指摘のとおり、フリーランスの方についても、働き過ぎにより健康を害することのないよう配慮することは重要であり、現在、厚生労働省では、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催し、その中で、フリーランスの方々の作業時間が長時間に及び健康を害することのないようにすることも議論していると聞いている。

5 この有識者検討会における検討結果も踏まえ、厚生労働省において、適切な対応が取られるものと考えている。

(注2) 厚生労働省が令和4年5月に立ち上げた「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」はこれまで10回開催し、「個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求められるか」といったテーマも論点の1つとなっている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## （参考 1）

### 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

#### 1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第 1 条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和 3 年 5 月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る 11 の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和 4 年 4 月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第 22 条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

#### 2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

### 3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

### 4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

## (参考2)

### 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 参考者名簿

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 青木 富三 雄 | (一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長                 |
| 大木 勇 雄  | (一社) 建設産業専門団体連合会副会長                   |
| 小野 秀昭   | (株) 運輸・物流研究室取締役フェロー                   |
| 鹿野 菜穂子  | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授                      |
| 白下部 治   | 東京工業大学名誉教授                            |
| 小菅 元生   | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長<br>(～第6回検討会) |
| 清水 長    | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会             |
| 鈴木 重也   | (一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長                 |
| 高山 典久   | (一社) IT フリーランス支援機構代表理事                |
| 田久 悟    | 全国建設労働組合総連合労働対策部長                     |
| 出口 和則   | (一社) 全国建設業協会労働委員会委員                   |
| 土橋 律    | 東京大学大学院工学系研究科教授                       |
| 中村 昌允   | 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授                   |
| 本多 敦郎   | (一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長             |
| 三柴 丈典   | 近畿大学法学部教授                             |
| 森 晃爾    | 産業医科大学産業生態科学研究所教授                     |
| 山脇 義光   | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長<br>(第7回検討会～) |

## 論点（案）

## (3) 個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

## 【長時間の就業による健康障害の防止】

## &lt;発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応&gt;

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配達すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォーマーも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないよう、発注者等に対するどのようなことを求めることが考えられるか。**長時間就業による健康への影響を防止する観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような対応はどうか。**

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求める。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。**個人事業者等から求めがあつた場合に、医師による面接指導を受ける機会を発注者等が提供することについて、どう考えるか。**

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問10（対大臣）. 継続的な取引の場合は、合理的な理由がなければ、発注者側から契約解除や不更新ができるような歯止めが必要ではないか。

【注】

1. 契約関係の解消は、取引自由の原則の中で契約当事者間において判断されるべきであり、行政が直接制限することは、法制上の課題（注1）や、発注控えのおそれなど、課題が多い。

（注1）全業種・業界にわたって、

契約関係解消の制限が必要な当事者間の力関係の差や、一方的に契約関係を解消されることによる特定受託事業者の損失を保護する必要性が認められるか

2. 一方、ご指摘のような、一定期間継続する取引においては、発注事業者への依存度が高まっている中で、契約を突然解除等された場合、特定受託事業者は、次の契約先を探すまでの時間的・経済的損失を被ることから、本法案において、中途解除時等の事前予告の規制を盛り込んだところであり、まずは本規制の適切な運用・定着を図ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー

ランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考 1)

### フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性

#### 1 現状と課題

- 創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも 462 万人と増加している。
- 他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある。
- 本年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても、フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった現行の取引法規では対象とならない方が多く、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出することとされている。

#### 2 方向性

- フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境を整備する。
- このため、他人を使用する事業者（以下「事業者」という）が、フリーランス（業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者）に業務を委託する際の遵守事項等を定める。

##### （1）フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項

###### （ア）業務委託の開始・終了に関する義務

###### ① 業務委託の際の書面の交付等

- 事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときは、以下の事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供（メール等）をしなければならない。

###### ＜記載事項＞

- ・業務委託の内容、報酬額 等

- 事業者が、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合は、上記の記載事項に加え、以下の事項を記載しなければならない。

###### ＜追加記載事項＞

- ・業務委託に係る契約の期間、契約の終了事由、  
契約の中途解除の際の費用 等

※ ①については、他人を使用しない事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときも同様とする。

② 契約の中途解約・不更新の際の事前予告

- 事業者は、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合に、契約を中途解除するとき又は当該契約の期間満了後にその更新をしないときには、原則として、中途解除日又は契約期間満了日の 30 日前までに予告しなければならない。
- フリーランスからの求めがあった場合には、事業者は、契約の終了理由を明らかにしなければならない。

(イ) 業務委託の募集に関する義務

① 募集の際の的確表示

- 事業者が、不特定多数の者に対して、業務を受託するフリーランスの募集に関する情報等を提供する場合には、その情報等を正確・最新の内容に保ち、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならない。
- 募集に応じた者への条件明示、募集内容と契約内容が異なる場合の説明義務
- 募集に応じて業務を受託しようとするフリーランスに対しては、上記(ア)①に準じた事項を明示しなければならない。
- 事業者が、上記により明示した事項と異なる内容で業務委託をする場合には、その旨を説明しなければならない。

(ウ) 報酬の支払に関する義務

- 事業者は、フリーランスに対し、役務等の提供を受けた日から 60 日以内に報酬を支払わなければならない。

(エ) フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為

- フリーランスとの一定期間以上の間の継続的な業務委託に関し、①から⑤までの行為をしてはならないものとし、⑥及び⑦の行為によって、フリーランスの利益を不当に害してはならない。

  - ① フリーランスの責めに帰すべき理由なく受領を拒否すること
  - ② フリーランスの責めに帰すべき理由なく報酬を減額すること
  - ③ フリーランスの責めに帰すべき理由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ フリーランスの責めに帰すべき理由なく給付の内容を変更させ、又はやり直させること

(オ) 就業環境の整備として事業者が取り組むべき事項

① ハラスメント対策

- 事業者は、その使用する者等によるハラスメント行為について、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

② 出産・育児・介護との両立への配慮

- 事業者は、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合に、フリーランスからの申出に応じ、出産・育児・介護と業務の両立との観点から、就業条件に関する交渉・就業条件の内容等について、必要な配慮をするものとする。

(2) 違反した場合の対応等

- 事業者が、上記(1)の遵守事項に違反した場合、行政上の措置として助言、指導、勧告、公表、命令を行うなど、必要な範囲で履行確保措置を設ける。

(3) フリーランスの申告及び国が行う相談対応

- 事業者において、上記(1)の遵守事項に違反する事実がある場合には、フリーランスは、その事実を国の行政機関に申告することができる。
- 事業者は、上記の申告をしたことを理由として、フリーランスに対して業務委託を解除することその他の不利益な取り扱いをしてはならない。
- 国は、この法律に違反する行為に関する相談への対応などフリーランスに係る取引環境の整備のために必要な措置を講じる。

<以上>

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問11 (対政府参考人). 第2条の「従業員を使用しない」の定義から、青色事業専従者は除外されるのか。

1. 同居の親族が働いている場合には、青色事業専従者の場合も含め、基本的には「従業員を使用」しているとはいえない整理する方向で考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 井坂信彦 君

問12 (対政府参考人). 第2条の「従業員を使用しない」の定義から、受託事業以外での使用を除外すべきではないか。

(注) [REDACTED]

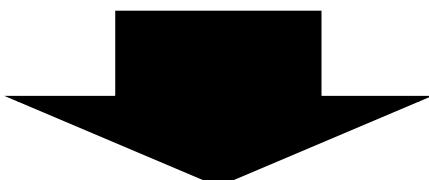
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案の保護対象となる「特定受託事業者」の定義においては、「従業員を使用しないもの」と規定しているが、仮に、受注事業者が他者を雇用した場合であっても、短時間・短期間のようないくつかの雇用など、「組織」としての実態があるといえない場合には、「従業員」に含まれないものと整理している。
2. また、「従業員を使用」とは、「組織」としての実態があるかどうかを判断する基準となるものであって、そのような実態は、個別の業務委託ごとではなく事業全体を通して備わるものであることから、特定受託事業者が行う個別の業務委託単位ではなく、特定受託事業者の事業を単位としてみて、従業員を使用しているか否かを判断することとしている。



3. したがって、異なる事業ごとに従業員を分けて使用しているフリーランスについては、「従業員を使用」している者に該当する。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問13 (対政府参考人). 一般に仲介業者としてみられるプラットフォーマーであっても、実態に照らして実質的に発注者として再委託を行っている場合には、本法の適用対象となるか。そうである場合、それをどのようにして特定受託事業者に対して周知していくか。

1. 契約形態だけでなく、取引実態も踏まえて総合的に判断した結果、実質的に仲介事業者が「業務委託」を行っていると評価できる場合には、仲介事業者は本法案における「特定業務委託事業者」に該当することとなる。

(注1) 実質的に「業務委託」に該当するかは、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等を総合的に考慮した上で、業務委託主体としての実質を備えているかを判断することとなる。

(注2) 取引実態に照らしてもあっせんを行っているに過ぎない場合は、本法案の「特定業務委託事業者」には該当しない。

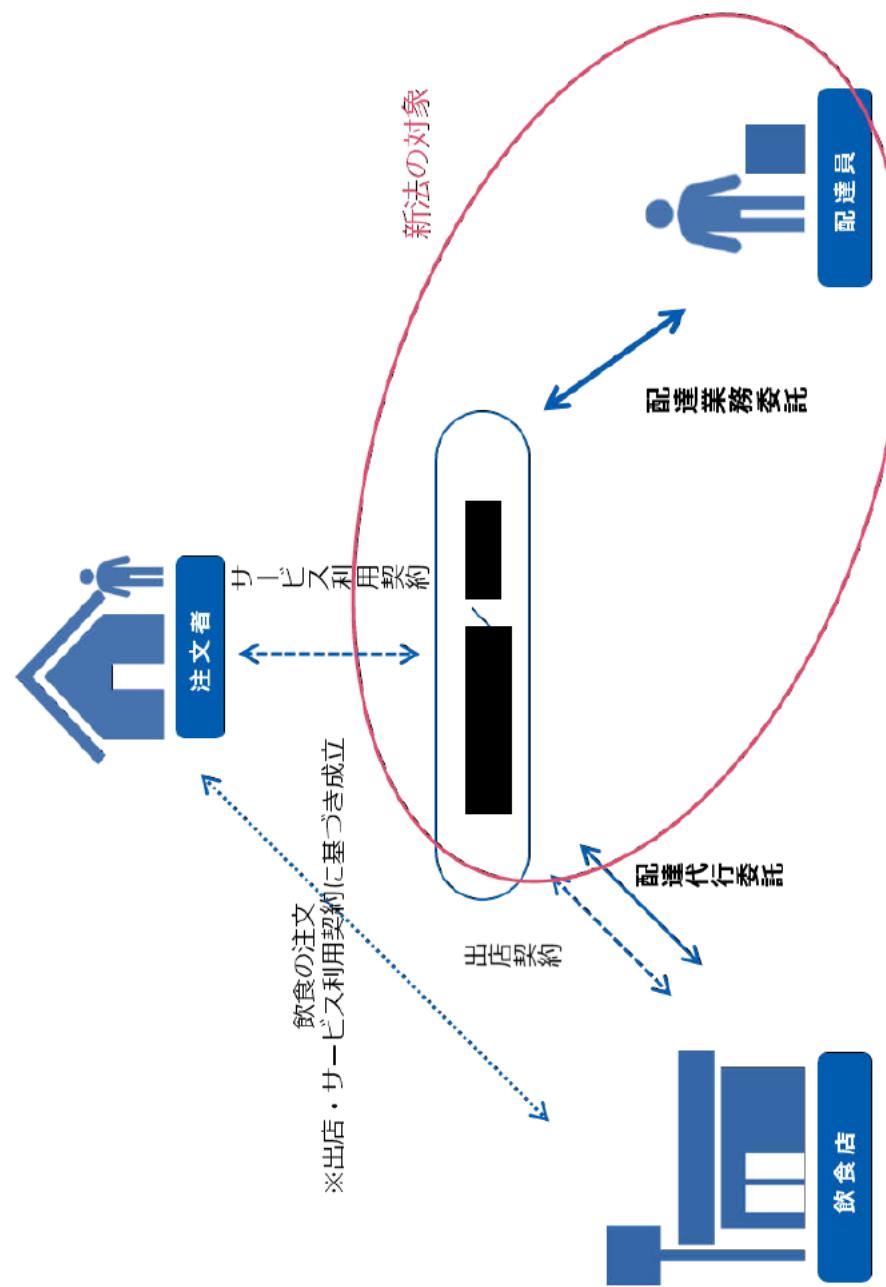
2. 仲介事業者が関与する業務委託における本法案の適用関係については、本法案が成立した場合には、施行までの間に、プラットフォーム事業者やプラットフォームを利用する発注事業者、受注事業者等に、しっかりと周知してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

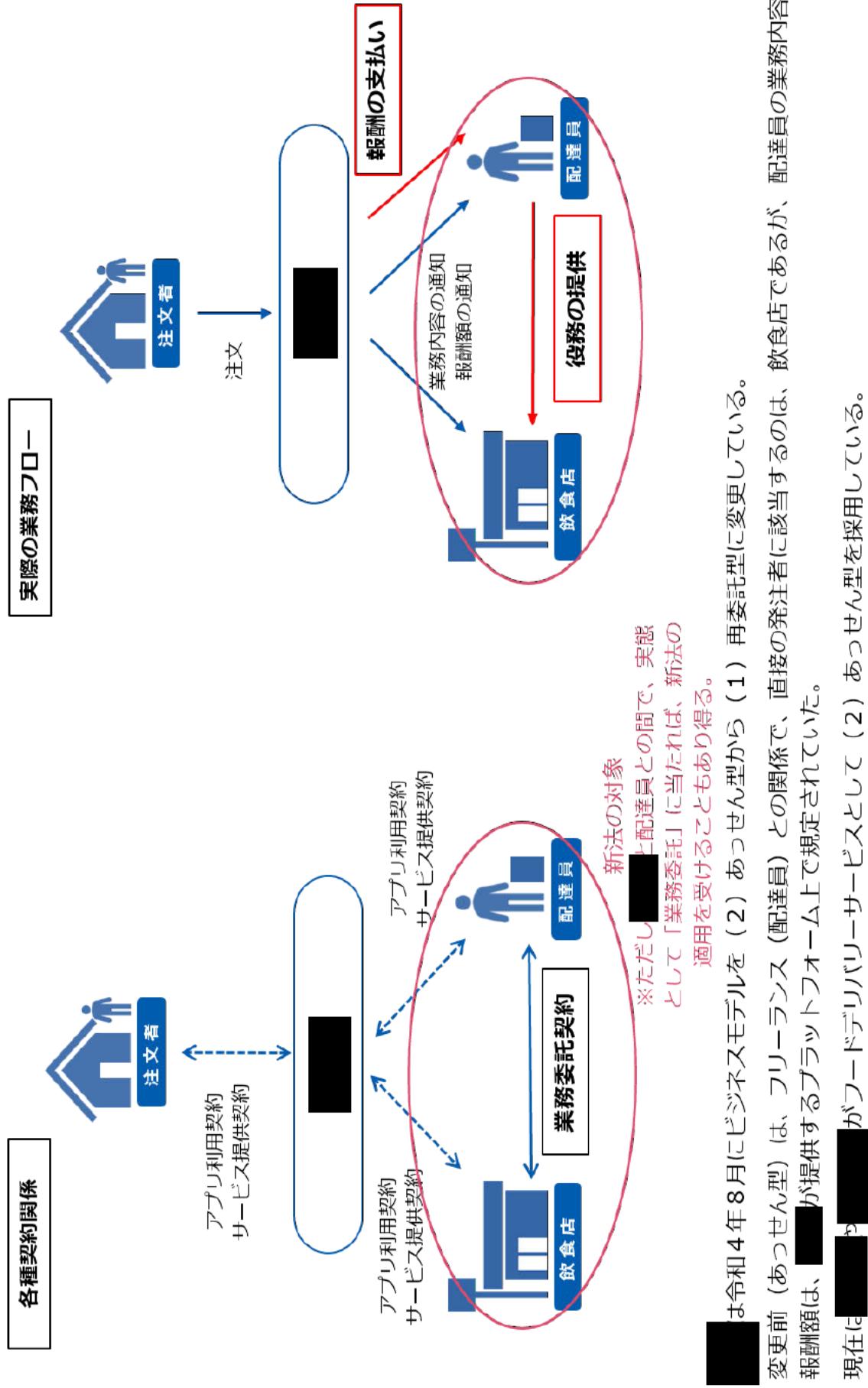
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 仲介事業者に係る取引類型について（1）再委託型フードデリバリーの例



- 配達員（特定受託事業者）との関係で、直接の発注者に該当するのは、■■■■■（（1）再委託型に相当）
  - そのため、■■■■■/■■■■■と配達員とは、発注者が「特定受託事業者」に委託する場合として、本法案の規制対象となる。
- ※ ■■■■■と配達員の関係について、配達業務委託ではなくアルバイト（雇用）のケースもあり、その場合は本法案の対象外。
- ※ 飲食の発注契約に関しては、■■■■■は、注文者と飲食店との仲立となる（契約当事者とならない）

## 仲介事業者に係る取引類型について（2）あつせん型フードデリバリーの例



(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 井坂 信彦 君

問14（対政府参考人）. 積極的かつ適正な法執行を行うために、フリーランス・トラブル110番、公正取引委員会、中小企業庁、労働基準監督署の体制を強化するべきではないか。

1. 本法案が成立した場合、本法案の施行体制の中での相談対応の中核はフリーランス・トラブル110番になると考えており、違反行為を受けた特定受託事業者が行政機関の対応を希望する場合に、フリーランス・トラブル110番での相談から、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の窓口への申告に円滑につなげられるよう、フリーランス・トラブル110番の体制整備を図っていく。
2. また、本法案の施行・運用に当たっては、
  - ・ フリーランス関係団体に対し、悪質な問題事例の把握と行政への情報共有を依頼する、
  - ・ フリーランス関係団体や、フリーランス・トラブル110番で相談対応をする弁護士からのヒアリングを通じて、問題行為の多そうな業種等を拾い出したうえで、特定業種等に対して調査を行うといった取組を実施するなど、フリーランス関係団体やフリーランス・トラブル110番から問題事例を吸い上げる仕組みを充実させてまいりたい。



3. 本法案の法執行体制については、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において今後必要な人員及び体制の確保に努めていくとともに、指導や勧告などを適切に行えるように施行までに準備を行う。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]